

佐賀県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第48条、第51条の27及び第66条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の22及び第24条の15の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者、指定一般相談支援事業者、指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者並びに指定障害児入所施設の設置者、指定障害児入所施設の設置者であった者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者であった者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、佐賀県が行う監査について、基本的事項を定めることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）内容の質の確保並びに自立支援給付及び障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図り、佐賀県における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 監査方針

監査は、障害福祉サービス事業者等の障害福祉サービス等の内容について、以下に掲げる規定に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

- 1 障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29
- 2 児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16又は第24条の17

第3 監査対象となる障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

- 1 要確認情報
 - (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
 - (2) 市町村、相談支援事業所等へ寄せられる苦情
 - (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から、特異傾向を示す事業者
- 2 運営指導において確認した情報

- (1) 障害者総合支援法第11条第2項又は児童福祉法第24条の15第1項、第57条の3の3第4項により指導を行った佐賀県が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等
- (2) 障害者総合支援法第10条第1項又は児童福祉法第57条の3第1項、同法第57条の3の2第1項若しくは同法第57条の4第1項により指導を行った市町村が障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

第4 監査方法

1 事前準備

- (1) 監査担当者は、原則として監査を実施する前に過去の運営指導等の内容を確認するとともに、必要と認められる場合には、障害福祉サービス等を受けた障害者及び障害児の保護者又は障害福祉サービス事業者等の取引先等に対する実地調査を行う。
- (2) 監査の実施に当たっては、対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、根拠とする法令、日時場所、監査担当職員名、出席者、その他必要な事項をあらかじめ文書により通知する。

ただし、あらかじめ文書により通知したのでは不正等の実態の把握が困難になると判断する場合は、監査当日に文書を持参し通知することで足りることとする。

2 監査への出席者

監査に当たっては、監査対象となる障害福祉サービス事業者等の設置者又は管理者の出席を求めるほか、必要に応じてサービス担当者、自立支援給付等の請求担当者、その他関係者の出席を求める

3 報告等

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、事業者又は従業者等に対して質問を行い、若しくは当該障害福祉サービス事業等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

なお、市町村から指定基準違反等との通知があった時は、すみやかに「第5 監査後の措置」に定める措置をとるものとする。

4 監査結果の通知等

- (1) 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。
- (2) 上記(1)で通知した事項については、文書により改善報告を求めるものとする。

第5 監査後の措置

監査後の措置は次のとおりとする。

1 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、第2各号に掲げる規定に定める、「勧告、命令等」、「指定の取消等」の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に障害者総合支援法第49条第1項、同条第2項若しくは第51条の28第1項又は児童福祉法第21条の5の23第1項若しくは第24条の16第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

また、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、障害者総合支援法第50条第1項各号（第12号を除く）、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項各号若しくは第68条第1項各号又は児童福祉法第21条の5の24第1項各号若しくは第24条の17各号のいずれかに該当する場合においては、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

2 聴聞等

監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

3 経済上の措置

(1) 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付等の全部又は一部について、当該自立支援給付等に関係する市町村に対し、障害者総合支援法第8条第1項又は児童福祉法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

なお、返還処分にいたらないと認められる場合には「佐賀県指定障害福祉サ

ービス事業者等指導要綱」の運営指導に準じた指導を行うものとする。

- (2) 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第8条第2項又は児童福祉法第57条の2第2項及び同条第4項の規定により、当該障害福祉サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

第6 法に基づく権限行使

第2の規定は、障害者総合支援法、児童福祉法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

第7 その他

- 1 県が監査を実施した場合は、監査結果の通知及び処分等の内容について、関係市町村に対して情報の提供を行う。
- 2 監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省が定めるところにより、同省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告する。

第8 補則

- 1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。
- 2 障害福祉サービス事業者等のうち障害者支援施設及び児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターに限る。）については、この要綱に基づいて行う監査と併せて、社会福祉法人等指導監査要綱に基づいて特別監査を行う。
- 3 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する発達支援医療機関（独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）に対する監査については、「第5 1（3）指定の取消等」に関する規定を除き、この要綱を準用するものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年6月18日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年6月21日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。